

平成19年度 市営住宅(公営・改良)住宅・耐震一次診断設計委託

診断結果一覧表

[全体:14団地・58棟、(公営:8団地・45棟、改良:6団地・14棟)]

① 公営住宅分

	施設名称	建築年次	構造	構造形式	階数	1次診断結果	判定
中ヶ谷住宅	1号棟	S28	RC	壁式	2	C	良
	2号棟	S28	RC	壁式	2	C	良
	3号棟	S28	RC	壁式	2	C	良
	4号棟	S28	RC	壁式	2	C	良
野上住宅	5号棟	S29	RC	壁式	2	B	良
	6号棟	S29	RC	壁式	2	C	良
	7号棟	S29	RC	壁式	2	B	良
	8号棟	S29	RC	壁式	2	B	良
米谷住宅	7~12号	S40	鉄骨系	プレハブ	2	○	良
	23~28号	S41	鉄骨系	プレハブ	2	○	良
	29~34号	S41	鉄骨系	プレハブ	2	○	良
	59~64号	S41	鉄骨系	プレハブ	2	○	良
	35~40号	S42	RC系	プレハブ	2	○	良
	41~46号	S42	RC系	プレハブ	2	○	良
	47~54号	S42	RC系	プレハブ	2	○	良
	55~58号	S42	RC系	プレハブ	2	○	良
	1~6号	S43	RC系	プレハブ	2	○	良
	13~18号	S43	RC系	プレハブ	2	○	良
	19~22号	S43	RC系	プレハブ	2	○	良
	65~70号	S43	RC系	プレハブ	2	○	良
	71~76号	S43	RC系	プレハブ	2	○	良
	77~82号	S44	RC系	プレハブ	2	○	良
	83~89号	S44	RC系	プレハブ	2	○	良
中野住宅	1~6号	S42	RC系	プレハブ	2	○	良
	7~12号	S43	RC系	プレハブ	2	○	良
	13~17号	S43	RC系	プレハブ	2	○	良
	18~23号	S43	RC系	プレハブ	2	○	良
	24~29号	S43	RC系	プレハブ	2	○	良
	30~35号	S43	RC系	プレハブ	2	○	良
	36~41号	S44	RC系	プレハブ	2	○	良
	42~46号	S44	RC系	プレハブ	2	○	良
	47~50号	S44	RC系	プレハブ	2	○	良
鳥島住宅	1号棟	S40	RC	壁式	4	C	良
	2号棟	S41	RC	壁式	4	C	良
	3号棟	S42	RC	壁式	4	C	良
	4号棟	S43	RC	壁式	4	C	良
	5号棟	S44	RC	壁式	4	C	良
	6号棟	S45	RC	壁式	4	C	良
中筋住宅	1号棟	S47	PC	壁式	4	C	良
	2号棟	S48	PC	壁式	4	C	良
米谷第2住宅	1号棟	S51	RC	壁式	3	C	良
	2号棟	S51	RC	壁式	3	C	良
	3号棟	S51	RC	壁式	3	B	良
大吹第2住宅	1号棟	S52	RC	壁式	4	C	良
	2号棟	S52	RC	壁式	4	C	良
8団地 45棟							

## ② 改良住宅分

施設名称	建築年次	構造	構造形式	階数	1次診断結果	判断
今里住宅	1号棟	S48	RC	壁式	5	D 再診断
	2号棟	S48	RC	壁式	5	D 再診断
	3号棟	S51	RC	壁式	4	C 良
大成住宅	1号棟	S54	RC	壁式	4	C 良
	2号棟	S55	RC	壁式	3	B 良
	3号棟	S55	RC	壁式	3	B 良
中野第2住宅	1号棟	S56	RC	壁式	3	A 良
	2号棟	S56	RC	壁式	3	B 良
大吹住宅	1号棟	S51	RC	壁式	3	C 良
	2号棟	S51	RC	壁式	3	C 良
平井住宅		S52	RC	壁式	4	C 良
三笠住宅	1号棟	S55	RC	壁式	3	A 良
	3号棟	S56	RC	壁式	3	A 良
6団地	13棟					

### 備考

#### (1) 耐震委託対象建築物について

平成18年1月26日施工「改正建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、昭和56年以前建設（旧耐震）の建築物を対象とする。

#### (2) 一次診断結果の判定基準と調査内容について

##### ① RC壁式構造については、

- ・判断基準 : 兵庫県耐震判定基準 A～Eの5段階（建設省告示第2089号準用）
- ・準拠耐震診断基準 : (財)日本建築防災協会「既存壁式鉄筋コンクリート造等の建築物の簡易耐震診断法」
- ・調査内容 : シュミットハンマー打撃、レベル調査、クラック・剥離調査

##### ② RC系プレハブ構造については、

- ・準拠耐震診断基準 : (財)日本建築防災協会「既存壁式鉄筋コンクリート造等の建築物の簡易耐震診断法」
- ・調査内容 : 水平調査、レベル調査、クラック・剥離調査

##### ③ PC壁式構造については、

- ・判断基準 : 兵庫県耐震判定基準 A～Eの5段階（建設省告示第2089号準用）
- ・準拠耐震診断基準 : (財)日本建築防災協会「既存壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造等の建築物の耐震診断指針」
- ・調査内容 : 水平調査、レベル調査、クラック・剥離調査

### 兵庫県耐震判定基準

表 1

A.	R ≥ 1.5 かつ q ≥ 1.5	大地震動後も構造体の補強をすることなく建物を使用することが可能であり、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
B	A枠を除き R ≥ 1.25 かつ q ≥ 1.25	大地震動後も構造体の大きな補強をすることなく建物を使用することが可能であり、人命の安全確保に加えて概ね機能確保が図られている。
C	A, B枠を除き R ≥ 1.0 かつ q ≥ 1.0	大地震動により、構造体の部分的損傷は生じるが建物全体の耐力の低下は小さく、補強により再使用が可能であり、人命の安全確保は図られている。
D	A, B, C枠を除き R ≥ 0.5 かつ q ≥ 0.5	大地震動により、倒壊し、又は崩壊する危険性があるため、上り詳細に再診断をし安全性を確認するか、又は耐震補強が必要である。
E	R < 0.5 又は q < 0.5	大地震動により、倒壊し、又は崩壊する危険性が高いため、早急に補強が必要である。

上表にかかるわらず、鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造にあっては下記4.2であれば上表のA枠の判定ができる。